

## 議会運営委員会会議録（令和5年11月24日）

出席委員 岩城委員長 竹原副委員長 大浦委員 古沢委員 開田委員 中川委員  
尾崎議長（オブザーバー）

欠席委員 なし

説明のため出席した職員 石川総務部長 長崎財政課長 高倉総務課長  
職務のため出席した事務局職員 落合局長 中田局長補佐

午前11時00分開会

【岩城委員長】 では、これより議会運営委員会を開催いたします。

会議日程はお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1 会議録署名委員の指名をいたします。大浦委員、中川委員にお願いいたします。

日程第2 令和5年12月定例会の提出案件について、当局から説明をお願いいたします。

【石川総務部長】 では、改めまして、おはようございます。

12月定例会に提出する議案の概要について説明いたします。

まず、補正予算関係でございます。6件ございまして、一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、介護保険事業特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計でございます。

それから、新規条例制定につきましては、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定など2件でございます。また、一部改正の条例につきましては、印鑑条例の一部改正など6件でございます。

その他案件につきましては、指定管理者の指定が7件ございまして、報告案件につきましては、地方自治法第180条による専決処分、1件でございます。

また、追加議案といたしましては、一般会計の補正予算が1件、一部改正条例が2件、人事案件が2件でございます。

内容の詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせていただきます。

【長崎財政課長】 それでは、12月補正予算案の概要という紙をお願いいたします。

まず、一般会計第5号となります。今回補正額は6億4,715万円でございます。補正後は139億3,078万1,000円でございます。

今回の補正に対しまして、一般財源については繰越金を充当いたします。今回補正予算におきまして、令和4年度からの繰越金を今回全額計上するものでございます。

また、今回、その他財源のところに850万円余りがおりますけれども、70周年記念等によりまして、多くの個人や団体の方よりご寄附をいただいております。寄附者の意向等に沿いまして、事業に充当させていただいているところでございます。詳細については後ほど事業の中でご説明させていただきます。

あわせまして、国のほうから示されております地方創生臨時交付金ですけれども、今ほど示されている金額に対しまして、残り、現在2,148万円ございます。この額につきましては、電気料の高騰等によりまして、後ほど出てきますけれども、施設の運営協力金の一部として充当させていただくこととしております。

それでは、一つずつ事業のほうから説明させていただきます。

まず、議員報酬であります。期末手当の増ということで、0.1月分の引上げでございます。人事院勧告に伴うものでございます。年間3.3月から3.4月となるものでございます。

一般管理費です。こちらは市庁舎の燃料費の増に伴うものが60万円、あと市庁舎の備品ですけれども、こちらは寄附金を活用しまして、授乳ですとかおむつ替えができます乳幼児用の休憩室のほうを市庁舎内に整備したいと思っております。

文化・スポーツ振興財団事業費。こちらは市民大ホールの電気料高騰に伴います協力金でございます。

続きまして、財政調整基金積立金、公共施設整備基金積立金。こちらは両基金へ繰り越しと利息等を含めました一般財源を積み立てるものでございます。年度末の残高見込みは、こちら、備考欄記載のとおりであります。

市有財産維持管理費。こちらは寄附金を活用いたしまして、市民会館大ホールの折り畳みテーブルの整備を予定しております。

ふるさと納税推進事業費です。こちらは寄附金の件数増に伴います返礼品の発送費用等でございます。歳入につきましては、3月補正予算にて予算計上する予定としております。

文化会館建設基金積立金。こちらは、企業さんですとか個人の方からの指定寄附でございます。文化会館への積立てということで、ご寄附をいただいたものでございます。年度末残高は記載のとおりでございます。

犯罪被害者等支援事業費です。こちらは12月議会におきまして、条例案を提案させていただく予定にしております。それに係ります予算でございまして、遺族支援金等のもので

ございます。

防災対策推進費。こちらも寄附金を活用しまして、福祉避難所、こちらはなごみ苑と富山医療福祉専門学校に発電機等を整備する予定としております。

住民記録事務費。戸籍附票のシステム改修、読み仮名対応とするシステム改修でございます。国の補助10分の10であります。

コミュニティバス運行費。こちらは燃料高騰に伴います運行委託料の増と車両修繕費でございます。車両修繕が280万円相当を想定しております。

障害者自立支援事務費。こちらは令和6年度の報酬改定に伴いますシステム改修で、国の補助が2分の1であります。

後期高齢者医療事業特別会計繰出金。令和4年度の事業確定に伴います療養給付費の負担金の減額等であります。

介護保険事業特別会計繰出金。介護保険システム改修に係る繰出金であります。こちらも、令和6年度の報酬改定に係るシステム改修であります。

私立保育所等育成事業費であります。こちらは西加積認定こども園の園舎増改築工事に係る借入金に対する補助であります。県の補助が2分の1であります。

地域子育て支援センター運営費、その下の児童館管理運営費。こちらも共に70周年の寄附金を活用しまして、子育て支援センターにつきましてはシステムブロック、児童館については図書の購入を予定しております。

生活保護事務費。こちらもシステム改修、医療扶助オンライン資格導入に際しまして、生活保護システムの改修を行うものであります。

市民健康センター運営費。こちらは初めのほうにお伝えしました乳幼児用の休憩室、授乳ですとかおむつ替えできる休憩室です。こちらも庁舎と同様のものを、寄附金を活用して整備するものであります。

豊かな農村づくり推進費。こちらは大規模生産者を中心に乾燥調製施設の電気料等に対しての助成であります。

農業用施設整備費。こちらは農業用水路安全対策マップ作成ということで、東福寺野地内でのマップ作成を予定しております。県の補助10分の10であります。

すみません、その一つ先の豊かな農村づくりの推進費も、県の補助10分の10でありました。失礼しました。

続きまして、市民交流プラザ管理運営費であります。電気料高騰に伴います施設運営協

力金であります。こちらは国の補助で、交付金を一部充当しております。

観光遊覧船運航費。運輸局の指導によりまして、一部観光船の修繕を行うものであります。

ほたるいか観光施設管理委託費。こちらも電気料の高騰に伴います協力金であります。交付金を一部充当しております。

ほたるいか観光施設設備充実費。ミュージアムのライブシアターの床改修でございます。裏面をお願いいたします。

消雪施設維持費であります。こちら、事業名は「消雪施設」となっておりますけれども、排水用のポンプもこちらの事業名になっておりまして、中央線等にあります排水ポンプの電気料、夏の豪雨等によりまして電気料が不足することが見込まれることから、補正予算を計上するものであります。

中滑川複合施設管理運営費。こちらはメリカの電気料の高騰に伴います協力金であります。

東福寺野自然公園管理費。こちらも同様に協力金であります。交付金を一部充当しております。

下水道事業会計繰出金。こちらは令和3年度の事業確定に伴います繰出金の精算ということで、減額となっております。

富山県東部消防組合負担金。人事院勧告に伴います人件費負担金の増額であります。

小学校管理費、一つ飛びまして中学校管理費。こちらは共に感染症対策備品の購入ということで、主に網戸の整備を予定しております。国の補助2分の1です。

1つその下です。小学校教育振興推進費。こちらは寄附金を活用いたしまして、小学校備品の整備であります。こちらは田中小学校へということで寄附指定がございましたので、田中小学校の児童図書の購入に充てるものでございます。

続きまして、この3つですけど、青雲閣、みのわテニス村、総合体育センター。こちらは共に電気料の高騰に伴います協力金であります。共に交付金を一部充当しております。

国県支出金等返納金であります。こちらは自立支援給付費の負担金の返還金等でございます。

農地農業用施設災害復旧費。こちらは9月5日から6日にかけまでの豪雨に伴います大日地内の農地災害復旧費でございます。県の補助が2分の1、所有者が6分の1の負担でございます。残りは市の負担ということで、9割相当を起債充当しております。

一般会計の人件費、マイナス6,238万円となっております。人事院勧告では増額というふうになるんですけれども、当初の想定よりも人員を精査いたしまして、新規採用者の辞退ですとか自己都合による退職等によりまして、人件費は、一応今回は減額というふうに出しております。

下水道事業会計繰出金。こちらは人事異動等によります職員の増に伴います人件費等の増による繰出金の増加でございます。

その下になりますけれども、債務負担行為の追加でございます。ほたるいか観光施設管理運営費など6件の債務負担行為を設定するものでございます。共に令和6年度から8年度までの3か年。3か年の限度額は、こちら、それぞれ記載のとおりでございます。

地方債補正につきましては、先ほどの農地農業用施設の災害復旧に係る災害復旧事業費の起債でございまして、90万円の増額となっております。

続きまして、特別会計のほうをお願いいたします。

特別会計の補正予算であります。

まず、国民健康保険事業の第2号であります。今回補正額が1,330万9,000円であります。令和4年度の事業費確定に伴うもので、繰越金の積立て及び過年度の交付金等の返還金でございます。

後期高齢者医療の第1号です。923万8,000円であります。こちらも令和4年度事業の確定に伴います保険料負担金の精算金であります。

介護保険第2号であります。600万4,000円であります。こちらは令和6年度報酬改定に伴いますシステム改修及び過年度の保険料の還付等でございます。システム改修費については2分の1の補助がございます。

水道事業会計第1号、365万3,000円であります。人件費等の補正分、増額分でございます。

下水道事業第2号であります。収益的収支については、過年度分の精算金ということで、繰入金の精算及び人件費の補正分でございます。収益的支出については、施設費では浄化センター等の電気料、それに伴います消費税等の減、あとは人件費補正分でございます。

先ほど部長のほうからも説明させていただきました、追加提案で予定しております一般会計補正予算第6号につきましては、現在国会のほうで審議中であります。来週には成立ではないかというふうな見込みでありますけれども、地方創生臨時交付金の追加に伴います補正を予定しております。非課税世帯の支援額として、一世帯当たり7万円、また市

独自の支援事業ということで、生活者や事業者等の支援についての事業を今予定しております。議会開会中の議運にてご説明させていただきまして、追加で議案提出させていただきたいというふうに考えております。

説明のほうは以上になります。

【高倉総務課長】 それでは、私のほうからは、予算関係以外につきまして、議案一覧表を基にご説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

まず、条例関係になりますが、先ほど総務部長が言わされたとおり、新規制定条例は2本、一部改正条例は追加の分を合わせまして8本、計10本を提案させていただきます。

まず初めに、議案第64号であります。

これにつきましては、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、行政課題に的確に対応していくため、専門的知識や経験を有する人材の方を、任期を定めて職員として採用ができる条例を制定するものであります。

主な制定の内容ですが、条例の趣旨、採用の要件、給与の特例などについて規定するものであります。

施行期日は令和6年4月1日となります。

次に、議案第65号であります。

これにつきましては、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的に推進し、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すため、制定するものであります。

主な制定の内容ですが、条例の目的及び経緯、基本理念、市の責務並びに市民及び事業者の役割等について規定するものであります。

施行期日は公布の日からとなります。

続きまして、一部改正条例になります。

議案第66号であります。

改正の理由ですが、デジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律の施行による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴うものであります。国の法改正に伴うものであります。

印鑑登録証明書の交付につきまして、電子証明を備えたスマートフォンであれば、コンビニで受け取ることが可能となる所要の改正を行うものであります。

改正の内容ですが、今ほどの改正理由に沿った規定を追加するものであります。

施行の期日は公布の日からとなります。

次に、議案第67号であります。

改正の理由ですが、人事院だとか富山県人事委員会のほうで、今年度の公務員の給与に  
関し、民間との給与水準を是正するための勧告がなされました。いわゆる人勧ですね、人  
事院勧告がなされました。これを踏まえまして、勧告に準じまして、一般職の給与を改定  
します。併せて、一般職との均衡を図るため、特別職も期末手当の支給月数を改定するも  
のであります。

主な改正の内容としましては、特別職の期末手当の年間の支給月数を0.1月引き上げる  
ものでございます。

施行期日ですが、期末手当の改正につきましては、12月1日から適用とし、令和6年の  
支給につきましては、令和6年4月からの施行となります。

続きまして、議案第68号であります。

これにつきましても、今ほど説明しました条例と同じであります。改正の理由は、人  
勧に伴うものであります。一般職の給与を改定するものであります。また、人事院勧告に  
伴うものとは別に、職員へ支給する住居手当につきまして、これまで市内在住に限定して  
いた要件を見直しまして、国や他自治体と同様、市外在住者にも支給する所要の改正を行  
うものであります。

主な改正の内容としましては、人勧に伴うものにつきましては、給与表を平均1.02%引  
き上げる給与表の改定と勤勉手当を年間0.1月、再任用職員については0.05月引き上げる  
ものであります。

施行期日につきましては、一般職の給与表の改定につきましては、本年4月1日に遡及  
し適用します。期末勤勉手当の関係につきましては、12月1日から適用します。令和6年  
度からの支給及び改正後の住居手当につきましては、令和6年4月1日からの施行とし、  
その他の規定につきましては、公布の日からの施行となります。

次に、議案第69号であります。

これにつきましても、改正理由は特別職、一般職と同様であります。人事院勧告等に  
基づくものになります。一般職の給料表や手当が改定されることから、これらと均衡を図  
るため、フルタイム及びパートタイムの会計年度任用職員の給料、期末手当の支給月数な  
どについて所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容としましては、期末手当を年間0.05月引き上げるものであります。

施行期日につきましては、一般職と同様の扱いで改正します。

次に、議案第70号についてであります。

改正の理由としましては、海洋深層水分水施設敷地内の天日塩製造施設につきまして、指定管理者が塩の生産及び売払いに関する業務を行うこととしているものの、現在は市が直接業務を行っておりまして、令和6年度以降、施設を民間へ貸し付けるため、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容としましては、今ほどの改正理由に沿って、施設の設置並びに塩の生産及び売払いに関する規定と、経過措置として設けておりました、市が直接塩を生産し売り払うこととした規定をそれぞれ削除するものであります。

施行期日は令和5年12月19日とし、既に生産された塩の売払いに関する経過措置も設けるものであります。

議案第71号であります。

改正理由としましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正を受けたものでございまして、空家等対策の推進に関する特別措置法が一部改正されたことから、条例で引用している部分もございまして、所要の改正を行うものであります。

改正の内容ですが、引用している特別措置法の条の繰下げによるものであり、その規定の内容ですが、特定空家の所有者に対し、必要な指導や助言ができるという規定を繰り下げるものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からとなります。

次に、その他の部分になります。

議案第72号から、裏面に移っていただきまして、議案第78号の7件につきましては、令和6年3月31日をもって指定管理期間が満了となることから、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、指定管理者の指定について議会に諮るものでございます。

次の指定期間は、いずれも令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間となります。

続きまして、報告案件です。

報告第12号の専決第4号は、損害賠償請求に係る和解に関する件であります。

これにつきましては、去る10月4日、魚津市小川寺地内の交差点におきまして、赤信号で停車中の相手方の車両の前方部分に、市職員の運転する庁用車が接触し、破損させたものであります。

相手方と示談が成立しております、損害賠償の額が定まることを受け、報告するもの

でございます。

最後に、追加議案でございます。

議案第80号になります。

改正の理由ですが、戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴うものでありますと、本籍地以外でも戸籍謄本等が交付を受けられる所要の改正を行うものでございます。

改正の内容ですが、今ほどの改正理由に沿って戸籍謄本等の交付を可能とする規定などを追加するものであります。

施行期日は戸籍法のほうで別途定める日となります。

なお、追加議案として扱う理由についてなんですが、12月定例会の開会日の4日には戸籍法が公布されておりません。よって、間に合わないことから提案はできませんが、総務省からは12月上旬に示すという通知もございまして、18日の最終日までには間に合う前提で追加議案として扱うものであります。

次に、議案第81号であります。

改正の理由としましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律に伴いまして、地方税法等の一部が改正されました。それに伴いまして、産前産後期間における国民健康保険税の所得割額及び均等割額の減免について、所要の改正を行うものでございます。

主な改正の内容としましては、今ほどの改正理由に沿って改正することになりますが、具体的には、出産予定月の前月から4か月間を減額することとしておりまして、多胎妊娠の場合はさらに期間を延ばし、6か月間を減額するものであります。

施行期日につきましては、令和6年1月1日からとし、ただし、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以降の期間に係るもの及び令和6年度以降の年度分の国民健康保険税に適用するものであります。

なお、この条例につきましても、追加議案として扱う理由についてなんですが、もともとは当初の提案の予定でおりました。ところが、急遽11月20日に県の厚生企画課から改正の内容に訂正が入る旨の連絡を受けました。改正の内容が確定していないことから当初の提案を見送ったわけなんですが、厚生労働省のほうからは追って示すという通知もございまして、18日の最終日までには間に合う前提で追加議案として扱うものでございます。

続きまして、議案第82号は、公平委員のうち1名の任期が令和6年3月27日をもって満了となりますので、その選任について議会の同意を求めるものでございます。人事案件に

なります。

議案第83号も同じく人事案件なんですが、固定資産評価審査委員のうち1名の任期が平成6年3月24日をもって満了となりますので、その選任について議会の同意を求めるものでございます。

私からは以上となります。

【岩城委員長】 ご苦労さまです。

では、ただいまの説明につきまして、質疑ございますでしょうか。

【大浦委員】 議案第70号なんですけど、これ、委員会協議会でもちょっと話ししていたんですけど、今ほど高倉課長のほうからも、民間に貸付けするためという理由を言われたんですけど、まずその協議会の中で、貸付け相手がいなければ、条例を一部廃止する部分があるのと、事業自体も廃止になるというふうに思うんですけども、これ、市長提案理由説明の中でですよ、例えばその貸付け相手が見当たらなかった場合、事業の廃止をする方向性である、何なりの説明はされるんですか。

【石川総務部長】 提案理由のほうで説明する予定はございません。

【大浦委員】 その貸付けに当たって、この条例の文言が邪魔になるか、ちょっと詳しく条例を見てないので分からぬんですけど。

【高倉総務課長】 施行期日は12月19日から。

【大浦委員】 そうなんですね。

それで、協議会の中でも、順番、もしその廃止というものを方向性と示していないのであれば、民間の貸付け相手が見つかってからでも、こういった廃止の条例案を出しても遅くないんじゃないかという話もしていたんですけど、このタイミングで出される理由が分からぬし、今、市長提案理由説明の中で、当局として、例えば天日塩の製造に関して廃止という方向性も示していない状態で、議会でこの条例の一部改正を賛成するということは、結局、貸付け相手が見当たらなかった場合に、その製造に関しても議会は賛成するということになると思うんですけど、そういった認識でいいんですか。

【高倉総務課長】 今ほどの委員さんの指摘の内容につきましては、もし貸付け相手先が見つからなければ、そういった議論になるという、そういった方向になるということですね。というふうな認識であります。

【岩城委員長】 いいですか。

【大浦委員】 そういうことなので、説明はされないけど、見当たらなければ、基本的に

は、議会としても、それを当然踏まえて採決してくれということなんです。

【岩城委員長】 いいですか。

【大浦委員】 はい。

【岩城委員長】 その他。

【竹原副委員長】 今の話なんですけど、私が聞いているのは、もう既に天日塩、民間のほうでやらせてくれという話で進んでいるというのは伺っているので、いる、いないは別として、今後、場所は提供します、天日塩の施設そのものは貸しますよと言いながらも、いずれ、ビニールハウスというか、あのハウス自体が老朽化が進むと、誰が今度手入れするのかという議論になると思うんですよ。

本来であれば、指定管理という扱いであれば、市が当然建屋についてはお世話をせんならんと思うんですけど、じゃ民間に場所だけ貸しますよと、利ざやだけ持っていてくださいというのは、果たしていいことなのかという、話合いというか、相手方さんが決まればしっかりと詰めていただきたいなという思いはあるので、場所だけ貸しますよ。あと、利益が上がった分はそちらさんでどうぞというのではなくて、あくまで貸すんであれば、家賃相当分は収益から繰入れできる契約ぐらいは結んでいただきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願ひいたします。

【高倉総務課長】 今ほどの副委員長からのご指摘につきましては、担当課のほうにきちんとおつなぎいたします。

【竹原副委員長】 お願いします。

【岩城委員長】 そのほか。

(質疑する者なし)

【岩城委員長】 では、その他、当局、何かありますか。

【石川総務部長】 ありません。

【岩城委員長】 では、当局議題については、これにて終了いたします。

お疲れさまでございました。退席をお願いいたします。

(当局退室)

【岩城委員長】 では、日程第3 請願、陳情、意見書等について議題といたします。

事務局から説明してください。

【落合局長】 それでは、請願、陳情、意見書等についてでございます。

現在のところ、それらについては、いずれも受付したものはございません。

これらの最終決定は定例会の3日前の11月29日となりますので、それまで案件の追加があれば、定例会初日の12月4日の本会議終了後に議運を開いて協議いただきたいというふうに思っております。

また、それとはちょっと別になるんですが、1件、取扱いについてご相談したいものがございます。

例年、滑川商工会議所からの次年度の滑川市行政施策に対する要望というものがございますが、今年はちょっと日程の関係から調整が難しく、実はその提出案を11月30日に、当局とともに正副議長に対して要望がなされる予定となっております。

この要望は例年、議員さんに要望書として参考配付しているものであります。

今回、受付のルールからいえば、11月29日以降に提出されたものでありますので、次の3月定例会に配付するというところにはなりますけれども、その内容が次年度の行政施策に対する要望であることとか、議会、こちら側の日程調整の関係で、提出が11月30日となってしまうこと。また、例年、議員の皆さんに参考配付していることから、今回、ルールからはちょっと反しますけれども、最終日の全員協議会で参考配付すればどうかと考えておりますけれども、その取扱いについてお諮りいただければと思っております。

【岩城委員長】 ただいま事務局から説明がありましたように、現時点では請願、陳情、意見書等はないわけですが、今言いましたように、滑川商工会議所からの要望が11月30日ということになっております。これを通常どおりにやれば3月議会に配付ということになってしまふわけなんですが、それではちょっと、あまりにも遅過ぎるということになりますので、今事務局長が言いましたように、今定例会中に配付を、最終日に配付はどうでしょうかということありますので、皆さんからのご意見をお聞かせ願いたいと思います。

【竹原副委員長】 4日の初日にもう配付したらどうですかね、最終日じゃなくて。やっぱり商工会議所の皆さんからの要望ですので、何かしら議会で議論するネタもあると思いますので、初日に配付していただければありがたいなというふうに思うんですけど。

【落合局長】 こちらの議運で、それでいいよということであれば、そのようにしたいと思います。

【岩城委員長】 じゃ、議運の皆さん、どういうものでしょうか。

【古沢委員】 30日になるというのは、どういう事情によるの。

【落合局長】 当初、先方のほうは、市長と一緒に正副議長で受けられるんですが、この24日はどうだというようなことで申出がありました。24日は、こちらのほう、議会行事が

ちょっと混んでおりまして、それは難しいであろうということで、ならば27日はどうだということでもまた打診があったんですが、これまたちょっと議長のほうが上京しているような次第で、それは難しいということで、日程調整がどうしてでも30日でなければつかなかつたということです。

【古沢委員】 普通の請願、陳情であれば、向こうが持ってこられて、整っていればそこで受け付けるということになるわけだけど、商工会議所さん、こちらのスケジュールの都合もあってということなんだと思うがやけど、向こうの直接面談して要望したいという思いなんだと思うけど、ただ、うまく言えないけど、特別扱いになる。商工会議所のものは特別扱いになるというふうになつてしまふと、面白くないと思うんですよね。

だから、仮にそういうことであれば、受け付けてもやむを得ないと思うけれど、ただこれを前例にはしないということにしてほしいと思うんですよね。今回の場合、議会の都合もあってスケジュールの調整がつかなかつたという事情はあるにしても、何か……。言いたいことは分かっておられると。

【岩城委員長】 特別扱いするなということだね。

【古沢委員】 ということなんです。

だから、同じ市内の団体だからということなのかもしれないけれど、有力団体だから例外にするというのは、私、個人的にはちょっと、あんまり好きじゃない。だから、受け付けるなら受け付けてもいいんだけど、これを前例にしないということは確認をしておいてほしいと思うんです。

【中川委員】 私もよく似た考え方なんやけど、要は、今回はいろんな都合があつて認めるけど、次回からはできないということをはっきりと相手に言っておかないと、いつまでもこういうことをされでは、やはり示しがつかないと思うので、ぜひとも今回限りということをきっちりと言っておいていただきたいと。

【開田委員】 黙って聞いておりましたら、要は議会のほう、うちのほうが都合が悪いんですよね。向こうが提案された日にはいない。

【古沢委員】 いや、そういうことであれば、もっと早くやられりやいい。

【開田委員】 それは分かっちや。

【古沢委員】 1か月ぐらい前にやられりやいい話です。

【開田委員】 分かります。

一応、譲歩するという、お互いの譲歩、例えば議長がおられんがなら副議長が受けると

か、何かそういうこともできるんじゃないかなというものを感じます。

だから、今皆さんが言われるように、特別扱いではないかもしれないんですけども、お互いに譲歩しながらその日に持つていける何かがなかったかなとだけ思います。

【岩城委員長】 一応皆さん方には、前例としないという形を強く言ってほしいということがあります。今回に限りという形で。

4日に配付してもいいが？

【大浦委員】 皆さん方がよければ。

【岩城委員長】 皆さん方、いいが？ それでよければ、4日に配付していただくことで、そして前例としないという形は強く言うということ。一日だけでも、やっぱり駄目と言つておるときがたくさんあるですから。一応そこら辺り、強くお願ひいたします。

(異議なし)

【岩城委員長】 そういうことで、4日に配付ということにいたしたいと思います。

その他ということでございますが、ちょっと私のほうから。

実を言えば、県議会のほうでも、手直しちゃおかしいですけども、定例会のときに、議員を「君づけ」で言うておるという形がずっと行われておるんですが、どうも、これ、明治時代からの慣習みたいな形で、県議会は「何とか議員」という形に変えたということを聞いております。

滑川市議会に関しても、君づけじゃなくして「議員」という形で呼んだほうがいいのではないかという気もいたしますので、皆さん方のご意見を聞かせていただきたいと思います。

【開田委員】 私、一番自分で、私は女性でした。「高木悦子君」というのが非常に心に障ったものです。ですから、これが「高木悦子議員」とだったら言いやすいがだったんだろうなと思います。

【岩城委員長】 皆さん、どういうものでしょうか。

【大浦委員】 県議会って、フルネームの議員なんですか。名字だけなんですかね。自分は、名字で議員でいいなと思うんですけど。

【開田委員】 2人おられるとき、あるかもしれません。

【古沢委員】 そういうときは別だぢや。

【大浦委員】 いや、だって。

【開田委員】 分かったよ。

だから、ましてちょっと若かったら、年配の男性の議員に「何々君」というのも言いにくかったです。

【岩城委員長】 それも、そうやね。あんた、何やらさつと言つておつたような気もする。

【開田委員】 はい、そうなんです。言いにくかったん。

【竹原副委員長】 それこそ県議会の議論の中では、昔の昔の話から、ずっと慣例で君づけをしていると。国会もそうですけど、これを機に「何々議員」という名称でも全然私は構わんと思います。別に「さん」でもいいかなというぐらいなんんですけど。要は、議会答弁上の呼び方なので。

【岩城委員長】 委員会は「委員」と言うておるもんね。

【竹原副委員長】 いいんじゃないかな、変えて。「君」でもいいし、嫌けりや「議員」でもいいし。そんなかしこまって統一と言わんでも、お任せでも。

【岩城委員長】 中川委員、どうですか。

【中川委員】 私も「議員」でいいと思う。「君」だと、いつまでも「君」「君」「君」。いい年になって、まだ「君」と言われてちや、何か恥ずかしい思いをするから、できりややはり「議員」のほうがいいと思います。女性に対しては、特に「議員」のほうがいいと思います。

【開田委員】 言いにくいよね。だから、思わず「高木悦子さん」と言ってしまった。

【岩城委員長】 古沢委員、どうですか。

【古沢委員】 別に異論はありません。衆議院でも、たしか、私の記憶だけだけど、かつて土井たか子さんが議長をやつたことがあったと思うけど、あの人は全部「さん」だったような気がするちやね。

別に「議員」で、議長が「何とか議員」と言いにくいかもしれないけど、それで私は異論はありません。

【岩城委員長】 言いにくいがやつたら、当局側に言いにくい名前はいっぱいあるちや。

一応そういう形で、議長、よろしいでしょうかね。「議員」なら「議員」という形で呼称していただければ。

【尾崎議長】 フルネームの議員け。

【古沢委員】 いや、名字だけ。

【尾崎議長】 名字。

【岩城委員長】 同じ名前の者ちや、おらんがやろう。

【大浦委員】 最初の代表質問なり一般質問の登壇するときはフルネームで。

【岩城委員長】 要は、一問一答をやっておるときは、そういう下まで言わんでも。

【大浦委員】 はい。

【岩城委員長】 最初の呼出し、「呼出し」っておかしいか。あるときはフルネームを言うとあげると。

(異議なし)

【岩城委員長】 なら、一応そういう形にしたいと思いますので。

当局はよろしいでしょうかね。

(異議なし)

【岩城委員長】 事務局、何かありますか。

【落合局長】 事務局から何点かまたお願ひします。

そちらのほうに、3月定例会の日程、両面コピーになる物を配付しております。

3月の日程については、本来であれば1月の議運でお諮りするものなんですが、その前に事前の調整ということで2通りの日程案をお配りしております。

まず、土曜議会を実施するかどうかですが、当然実施する方向で考えたいと思っております。その場合について、事務局としては、3月9日の第2週目の土曜日が最適なんじゃないかなというふうに思っております。

3月9日に土曜議会を実施するとして、代表質間に充てるか一般質間に充てるかで、この2つの日程案をお配りしております。いずれも3月1日、市政功労表彰等の行事があるので、この日一日は議案調査日として空けております。

昨年度は、一般質問の日を土曜議会としております。これまでの経緯を言いますと、平成29年3月の最初の土曜議会は一般質問、平成30年から令和2年の3年間は代表質問、そして令和3年以降は一般質問としております。

今回どうするかについてお諮りいただければというふうに思っております。

【岩城委員長】 今事務局から説明ありましたように2つの方法がありまして、日曜を挟んで質問を分けるのと質問日を2日間続けるのということで、か、どっちが表やら、どっちが裏やら分からんけど、皆さん方のご意見はどういうものでしょうかね。

【竹原副委員長】 前回も言いましたけど、質問日は続けてあったほうがいいと思うので、一般質問のときに土曜議会でいいんじゃないかなと思います。

【岩城委員長】 皆さん方、どうですか。

2日間続けた質問日をしたほうがいいという形。私もそのほうがいいかなという感じであります。

(異議なし)

【岩城委員長】 なら、今副委員長が言いましたように、質問日を分けるんじゃなくして、金、土という形にしたいと思いますので、2月28日スタートということでお願いをいたしたいと思います。

局長、まだあるがないがけ。

【落合局長】 今ほどの2月28日スタートのもので、一番下のほうに議運の日と定例協の日が書いてございます。この2月が、また23日が祝日で3連休を挟むことから、この辺については予算の報道発表とかもありますので、ちょっと日程がずれる可能性もあるということでお含みおいていただければというふうに思っております。

【岩城委員長】 日程ずれる、何。

【落合局長】 一番下の議運と定例協。

【岩城委員長】 あ、これか。一番下か。欄外け。

【落合局長】 ええ。

仮に21、22というふうになっておりますが、この辺はもしかしたら、ちょっとずれる可能性もあるということで。

【岩城委員長】 また、その後も言うていって。

【落合局長】 続けて、事務局から、クールビズのちょっと確認ということでお願いします。

前回、クールビズ、議場での軽装について協議いただきましたけれども、12月、3月定例会の対応として、当局には、定例会中の本会議、委員会では、ネクタイ、上着着用の上、出席されたい旨、案内したいというふうに思っております。

次に、令和6年度の議会予算についてでございます。

お手元に配付しておりますが、令和6年度の議会事務局の経常外の予算要求の概要についてご説明したいというふうに思っております。

局長補佐のほうから報告いたします。

【中田局長補佐】 それでは、お手元、一番最後の資料のほうお願いいいたします。令和6年度の経常外予算要求の一覧表でございます。

1番目、議会運営委員会の行政視察、継続要望でございます。2番目、新規要望、ちょ

っと金額が出ておりませんが、今回タブレットを配付することもありますので、来年度はそのタブレット関係の研修のほう、幅広く使っていくということで予算要求をする予定でございます。③議員研修費、これも継続要望です。④報償費、議会だよりの謝礼、こちらも継続要望です。⑤委託料、これは新規要望ですが、今まで議会中継の再放送関係をDX推進課のほうで予算をつけておったんですが、ユーチューブの編集作業と合わせて議会予算のほうで要求するようにということで、今回新規で要望するものでございます。再来年度以降は経常に移管する予定でございます。⑥議会図書室充実のための図書購入費、継続要望です。⑦議場整備費、こちら、議場の椅子とカーテンの取替えも継続要望です。今年度ありました姉妹都市交流関係事業や今年度予算づけがありましたタブレット関係経費、こちらは経常に移行されますが、こちらは削除しております。

説明は以上です。

【岩城委員長】 今、中田補佐が説明されました予算要求についてであります、皆さん方、何かご意見ありますか。

【竹原副委員長】 委託料のユーチューブの編集の件なんんですけど、議会が終わって、今までとN e t 3 が編集作業を終わって、ユーチューブアップがすごく時間がかかっていたんですけど、今回この委託費でかなりスピードアップが図られるのか確認させてください。

【中田局長補佐】 こちらの委託料につきましては、今まで使っておった、DXに置いてあったパソコンがもう完全に老朽化で、編集ができるパソコンが壊れたということで、こちらを買い直すとすると、50万、60万かかりますしということで、委託に変更するものでございます。

スケジュール的なことに関しましては、今までと変わりませんので、同じタイミングでユーチューブアップということでご理解いただければと思います。

【岩城委員長】 いいけ。

【竹原副委員長】 もっと早うしてほしい。忘れた頃に再放送だから。

【岩城委員長】 見損なうと。

ほかに何かありますか。

【大浦委員】 これ、金額も一緒ですか、これまでと。

【中田局長補佐】 金額については、これまでと同じ金額で要望しております。

【大浦委員】 はい。

【岩城委員長】 よろしいですか。

そのほか、ありますか。

(特になし)

【岩城委員長】 ないようなら、本日の議会運営委員会を閉会といたしたいと思います。

お疲れさまでございました。

午前11時56分閉会